

令和6年10月25日
総合政策局バリアフリー政策課

ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施します ーベビーカー利用者の方々へのご理解とご協力をー

「子育てにやさしい移動に関する協議会」では、11月1日から1ヶ月間、公共交通機関等でベビーカーを利用しやすい環境作りに向けて、ベビーカー使用者及び周囲の方の相互の理解を深めるため、「こども家庭庁」及び「総務省」とも取組を共有するなど連携して、キャンペーンを実施します。

国土交通省では、平成26年3月に「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び統一的な「ベビーカーマーク」などについてとりまとめ公表を行いました。

以降、毎年5月にベビーカー使用者及び周囲の方の相互の理解を深めるため、継続的な普及・啓発活動として、関係事業者等と連携して、キャンペーンを実施しており、令和6年度からはこども家庭庁が実施する「秋のこどもまんなか月間」と連携し、11月1日から1ヶ月間についても実施します。

また、キャンペーンを通じて、ベビーカーマークの認知度(※)の向上にも努めてまいります。

(※)ベビーカーマーク認知度に関する調査(令和6年6月)においては、48.1%。

記

1. 期間

令和6年11月1日(金)～11月30日(土)の1ヶ月間

2. 内容

本年度(11月実施分)の取組は別添のとおり

3. 主催者

子育てにやさしい移動に関する協議会(別紙2 構成員名簿。オブザーバー:こども家庭庁、総務省)

4. 実施者

鉄道:39事業者・団体、バス:242事業者・団体をはじめ、旅客船、旅客船ターミナル、空港ターミナル、商業施設等において実施予定

<問い合わせ先>

総合政策局 バリアフリー政策課 久島、竹井
TEL:03-5253-8111(内線25-503)
03-5253-8306(直通)

ベビーカーマークは、
ベビーカーを安心・
安全に使用するため
のマークです。

ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー 使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



ホームページでも情報を発信しています。